

知多市公告第 29 号

次のように都市公園を設置するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

知多市長 宮 島 壽 男

1 名称

信濃川東部 2 号公園

2 位置

八幡字竹後 8 番地の 1

3 区域

別紙図面のとおり

4 供用開始の期日

令和 7 年 3 月 31 日